

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

加古川市長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。))が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録の整備が必要である。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) - 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 - 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 - 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 - 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 - 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 - 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 - 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会 - 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 - 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 - 個人番号カード等を用いた本人確認 - 中間サーバーへの住民票関係情報の送付 なお、9.「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	- 既存住民基本台帳システム(「既存住基システム」と同義) - 証明書コンビ二交付システム - 庁内連携システム - 住民基本台帳ネットワークシステム - 宛名管理システム - 統合宛名システム - 中間サーバー - 窓口支援システム - 申請管理システム - マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)

2. 特定個人情報ファイル名

- 住民基本台帳ファイル
- 本人確認情報ファイル
- 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求による住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報提供省令」という。）第2条の表（情報提供省令第2条の表における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （情報提供省令第2条の表における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	・市民課
②所属長の役職名	・課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 079-427-9132（直通）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 市民協働部 市民課 079-427-9185
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、当該内容を複数人で確認していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査			
実施の有無		[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられる対策		[☐] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】		[☐]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月8日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(新規追加)	番号法第9条第2項及び番号法第9条第2号の規定により定める予定の条例	事前	-
平成27年9月8日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(新規追加)	「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」(以下、特定個人情報保護委員会規則(案)という)及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	事前	-
平成27年9月8日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属	・市民課長 高見 哲司	・市民課長 福島 啓晃	事前	-
平成28年1月28日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という)、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)(以下、住基法という)、又は番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により個人番号の利用を行うことができることとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	事後	-
平成28年1月28日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(3)①番号法 ・第9条第2項 ②番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	(3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ②番号利用条例施行規則	事後	-
平成28年1月28日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令という)又は「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」(以下、特定個人情報保護委員会規則(案)という)及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	事前	-
平成28年1月28日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	・第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (2)別表第二省令 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条 (3)①番号法 ・第19条第14号 ②特定個人情報保護委員会規則(案) ③番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	(1)番号法 ・第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (2)別表第2省令 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条 (3)番号法 ・第19条第14号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例	事前	-
平成28年8月29日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、番号法第19条第8号の規定により定めることとされている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月29日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	(1) 番号法 ・第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (2) 別表第2省令 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条 (3) 番号法 ・第19条第14号 ①委員会規則 ・第2条	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 【情報照会の根拠】 ・なし (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条 【情報照会の根拠】 ・なし (3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ①委員会規則 ・第2条	事後	－
平成29年5月24日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	番号法第19条第8号の規定により定められることとされている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)	事後	－
平成29年5月24日	I 関連情報－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－請求先	079-427-9137(直通)	079-427-9135(直通)	事後	－
平成30年7月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	・市民課長 福島 啓晃	・市民課長 尾家 浩之	事後	－
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	・市民課長 尾家 浩之	(削除)	事後	－
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	(新規)	・課長	事後	－
令和1年6月19日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	079-427-9135(直通)	079-427-9132(直通)	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	－

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規)	接続しない(入手)	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-8. 監査-実施の有無	(新規)	自己点検、内部監査	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-9. 従業者に対する教育・啓発-従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分にを行っている	事後	-
令和2年9月30日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	9. 個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付	9. 個人番号の通知及び個人番号カードの交付	事後	-
令和2年9月30日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	なお、9.「個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対して事務の一部を委任する。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、9.「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	-
令和2年9月30日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住民基本法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。))又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。))により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	(削除)	事後	-
令和2年9月30日		(1) 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日		(2)住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	-
令和2年9月30日		(3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ②番号利用条例施行規則 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	(削除)	事後	-
令和2年9月30日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	(削除)	事後	-
令和2年9月30日		(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 【情報照会の根拠】 ・なし (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条 【情報照会の根拠】 ・なし	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	-
令和2年9月30日		(3)番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	(削除)	事後	-
令和2年9月30日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅱしきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	－
令和3年9月14日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 情報公開担当 079-427-9132(直通)	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 079-427-9132(直通)	事後	－
令和3年9月14日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ－連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 市民部 市民課 079-427-9185	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 市民協働部 市民課 079-427-9185	事後	－
令和3年9月14日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	(省略) 番号法第19条 第7号	(省略) 番号法第19条 第8号	事後	令和3年9月1日施行の法改正によるもの
令和4年7月25日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (省略) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) (省略)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (省略) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) (省略)	事後	－
令和4年7月25日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (省略)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (省略)	事後	－
令和7年3月14日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(「既存住基システム」と同義) 2. 証明書コンビニ交付システム 3. 庁内連携システム 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. 宛名管理システム 6. 統合宛名システム 7. 中間サーバー	1. 既存住民基本台帳システム(「既存住基システム」と同義) 2. 証明書コンビニ交付システム 3. 庁内連携システム 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. 宛名管理システム 6. 統合宛名システム 7. 中間サーバー 8. 窓口支援システム 9. 申請管理システム 10. マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)	事後	
令和7年3月14日	Ⅱしきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和7年3月14日	Ⅱしきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報提供省令」という。)第2条の表 (情報提供省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (情報提供省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	
令和7年3月14日	IVリスク対策-8. 入出を介在させる作業-人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事後	
令和7年3月14日	IVリスク対策-8. 入出を介在させる作業-人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か-判断の根拠	(新設)	マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、当該内容を複数人で確認していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年3月14日	IVリスク対策-8. 監査	8. 監査	9. 監査	事後	
令和7年3月14日	IVリスク対策-9. 従業者に対する教育・啓発	9. 従業者に対する教育・啓発	10. 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年3月14日	IVリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新設)	[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する。	事後	